

○南伊豆地域清掃施設組合事務局設置条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第3号

令和5年4月1日

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、南伊豆地域清掃施設組合の管理者の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(分掌事務)

第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合議会に関すること。
- (2) 文書に関すること。
- (3) 職員に関すること。
- (4) 財務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、南伊豆地域清掃施設組合同規約（令和5年地字第749号）第3条に規定する事務に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。